



障害のある人を 虐待から守るために

平成24年10月1日に、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」）が施行され、障害のある人に虐待を行わないことはもちろんですが、虐待を発見した場合、すべての人に通報が義務付けられました。虐待防止への知識と理解を深め、障害のある人の人権を尊重し、障害のある人もない人も共に助けあう社会をめざしていくことが求められています。

障害者虐待防止法の概要

○目的

障害のある人の尊厳や権利を脅かす虐待を防ぐとともに、障害のある人の養護者に対する支援を行う。

○対象者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の障

害や、社会的障壁により、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人

○虐待の行為者

●養護者
現に障害のある人を養護する家族、親族、同居人等

●障害者福祉施設従事者等

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業等の従事者

●使用者

障害のある人を雇用する事業主

○虐待行為の種類

●身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為など

（例：殴る、蹴るなど）

●性的虐待

無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること

（例：性的関係の強要、裸にするなど）

●心理的虐待

障害のある人を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること

（例：怒鳴る、ののしるなど）

●放棄・放任

食事や排泄など身の世話を介助をせず、障害のある人の心身を衰弱させること

（例：十分な食事を与えない、必要な医療等をうけさせないなど）

●経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり、日常生活に必要なお金をわたさないこと（勝手に財産や預貯金を使うなど）

虐待防止のために

虐待をしている人は虐待をしているという認識がない場合があり、虐待を受けている人も虐待を受けているという認識がなく、被害を訴えられないこともあります。

また、家庭の中で発生する虐待は、養護者が介護疲れからストレスを抱えていたり、重い負担が原因になっていることがあり、養護者が孤立しないよう社会で支援していく必要があります。

市の取組

市では、障害のある人の尊厳を害し、自立・社会参加を妨げる虐待の早期発見・早期対応を行うため、平



広島県西部東保健所 サテライト業務の実施

平成29年度も毎月第1火曜日10時から15時に、市民館で、広島県西部東保健所サテライト業務を実施します。

保健所サテライトでは、食品関係営業許可・届出などの受付や申請・届出の手続きに係る相談を行っています。

問い合わせ

広島県西部東保健所生活衛生課

☎082-422-6911（代表）

相談・通報・届出先

竹原市障害者虐待防止センター

（竹原市社会福祉協議会内）

☎24-6007

成26年8月から竹原市障害者虐待防止センターの業務を竹原市社会福祉協議会に委託し、24時間、相談や通報・届出の受付を行っています。虐待を疑うことがあれば、一人で抱え込まず、まずはご相談ください。